

平成 27 年度 京北やまぐにの郷 事業報告

概況

今年度は、施設入所支援 47 名、生活介護 49 名、短期入所 1 名の利用者にて支援の実施を図る。年度末に新たに 1 名の入所者の受け入れを調整するが、利用者の障がい特性への配慮及び職員体制上、調整困難であるため次年度に再調整することとした。利用者が暮らす生活の場として、環境を整えることを優先し普通に暮らすことを目標としたが、施設として十分に提供することができたかと問われると、プライバシーの配慮や居室の少人数化（4 人部屋から 2 人部屋）等の取り組みについては、不十分であった。現在利用されている利用者が、安心して生活を営むことができる環境整備については、今後も継続していくことが必要であると思われた。なお、次年度においては、長年、短期入所利用されていた利用者 1 名の入所を受け入れ予定。

今後においては、障がい福祉情勢を踏まえ、普通に成人が生活の場で暮らすという環境を整え、社会で暮らす環境づくりが当法人としての役割であると思われた。

また、入所利用者の中高年齢化及び機能低下が見受けられ、施設の衛生環境の強化を図るべく静養室の改修を実施した。次年度も継続して生活及び衛生環境の整備を実施し、安心安全な生活の提供を行う必要があると思われた。

事業面においては、利用者の生活の質を低下させることの無いよう安定的な経営を図り、多角的な事業運営に向けた検討を深めていく必要があると思われた。

障がい者差別解消法が施行されるに伴い、当法人においても合理的配慮について周知し、障害者差別の無い施設に向けて一層取り組みを行い、虐待の無い風通しの良い施設づくりにおいても取り組みを強化し、身体拘束（行動制限）の廃止に向けた取り組みを継続する必要があると思われた。

1 法人の基本理念に対する取り組み・評価・課題

- ① 自閉症をはじめとする知的障がいのある利用者には、自立度を高める支援を行うとともに、個人としての尊厳が守られる幸福な生活の場を提供する。

◇取り組み（施設の取り組みとして）

利用者個々の障がい特性や個性を踏まえ、個別支援計画に反映させ支援サービスを提供し、説明同意については代理人・保護者の立会いを原則とした。支援の質を向上させるため、外部委託による職員研修を実施した。

◇評価

前年度において、支援計画の説明同意について来郷されなかった代理人・保護者に個別に連絡し、現状把握して戴くとともに、同意を得るよう努めた。

◇課題

保護者の高齢化により、利用者の代弁者であり、契約代行者としての役割を成年後見制度利用や兄弟姉妹への代理人変更のケースが年々増加の傾向。

現在の後見制度利用状況 親族後見：4名、専門職後見：6名

② 利用者の個々のニーズに対応した多様な支援ができるよう創意工夫に努める。

◇取り組み（施設の取り組みとして）

利用者個々の障がい特性や個性を踏まえ、個別支援計画に反映させて支援サービスを提供した。立案の際に代理人・保護者に対し、意思表示が困難な利用者に対して代理人・保護者からの要望も確認した。個別支援計画の説明同意については代理人・保護者の立会いを原則とした。

利用者支援の根幹である職員の支援力向上のため、外部委託による職員研修を（年間6回）継続して実施した。

◇評価

全てのニーズに応えることは困難であったが、ニーズを整理し、実現可能なニーズについては、個別支援計画に反映させることはできた。

職員の支援力向上では、外部委託研修を継続して実施することにより、研修の受講機会を提供し、利用者に対する理解を深め、『気づき』、『見立て』を得る機会を提供することはできた。

・療育研修 実施実績

5月23日、7月18日、9月19日、11月21日、1月23日、3月19日（計6回）

◇課題

個々の多様なニーズに全て対応し、実現するには入所型施設においては限界があることは継続的な課題であるが、根本的な課題解消は困難であるため、実現可能なニーズを支援計画に反映し、支援の工夫を行う必要があると思われた。

京都市の現地指導において指摘された利用者全員に対して支援計画策定におけるプロセス管理を徹底するため、次年度においては計画立案について、時期をずらして検討する方向で実施予定。また、研修の継続実施し、利用者支援の基本や『手立て』について、改めて理解を深めていくことが必要であると思われた。

③ 虐待を許さないという障がい者の権利擁護意識を高める。

◇取り組み（施設の取り組みとして）

虐待防止委員会を設置し、虐待に関する基礎理解や権利擁護に関する検討機会を設定した。虐待のグレーゾーンと呼ばれる不適切な支援についても確認した。

◇評価

従来から実施していた人権検討委員会と虐待防止委員会との位置づけが曖昧となり、虐待防止の側面が強く、利用者の権利擁護意識の向上という面での理解を深めることが不十分であったように思われた。

◇課題

前述の通り権利擁護意識の向上に向けた取り組みを深めていくことが必要。

2 運営目標に対する取り組み・評価・課題

※2の運営目標の取り組み、評価、課題については、3の「平成27年度計画」と重複するため、3を参照

3 平成 27 年度計画に対する取り組み・評価・課題

3-1) 法令の遵守 (コンプライアンス)

① 障害者総合支援法をはじめとする各法令を遵守し、適正な施設運営を展開する。

◇取り組み

障害者総合支援法について、職員全員に周知し、適正な業務執行を図る。経営の透明化を図るため、財務諸表等を施設ホームページ上に掲載した。

◇評価

サービス提供において基本となる法令の遵守においては、逸脱すること無く適正に執行した。特に身体拘束や行動制限においては説明同意のプロセスを遵守した。虐待防止に係る意識向上のため、虐待防止委員会を設置し、職員に対する意識化を図ることについては取り組めた。

◇課題

施設内の環境整備を図ったが、身体拘束（行動制限）ゼロには至っていない。行動制限の実施には利用者の安全を確保する一面もあるため、十分な検討が必要であると思われた。

② 障害者虐待防止法に則り、利用者の人権擁護に努める。

◇取り組み

利用者支援において、適切な支援サービスが実施されるよう虐待防止や身体拘束（行動制限）について職員間での共通認識を深めた。

◇評価

虐待防止に関するマニュアルを用いて虐待防止に向けての意識化を図った。また、人権に関わる委員会（人権検討委員会）を適宜、実施して利用者の行動制限に係る検討を行うことは取り組めた。今年度より虐待防止委員会を設置した。

◇課題

虐待は、いつ、どこにでも起こりうる問題として共通認識を持ち、閉鎖的・孤立となりがちな支援環境を風通しの良い環境づくりに努めることが必要である。また、業務振り返りシートの改良を年度内に行えず、職員へ提示できなかったことは課題として、次年度において実施に向け取り組む必要があると思われた。

3-2) サービスの質の向上

① 利用者一人ひとりの障がい特性を理解し、個別支援計画を策定する。計画に沿った支援サービスを提供する。

◇取り組み

定期的な見直しを実施（最低 6 か月に一度）し、利用者の実態に即した支援を提供する。支援計画と実際の支援が乖離することが無いよう確認した。

アセスメント（評価）⇒計画策定⇒提示⇒モニタリングの策定行程について徹底を図り、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：支援、Check：評価、Action：見直し）によって個別支援計画が形骸化しないように取り組んだ。

◇評価

P D C Aサイクルを用いることにより、利用者に対し、必要な支援の提供を行うことはできた。利用者全員の計画策定に係る検討の場を設けることが今年度も実施できずに終わった。

◇課題

全利用者の個別支援計画を全職員が周知し、サービスにおける全体化を徹底することを目標としたが、十分に周知できずに終わった。今年度実施された京都市の実地指導においても利用者全員の計画策定に係る検討を行うよう指摘を受けた。次年度においては策定の時期をずらし、調整していく予定。

- ② ケースカンファレンス（会議）の定期的な実施により、支援の共有を徹底する。

◇取り組み

利用者の状況や支援の状況を共有し、利用者支援の向上を図った。

◇評価

全利用者の実施はできなかったが、必要とされる利用者や支援において全体共有が必要と思われるケースは、適宜、実施することにより、共有化を図れた。

・ケースカンファレンス 実施実績

4月15日,17日 5月21日、6月2日,3日,11日、7月22日、8月22日,25日、
9月4日,8日,15日、11月2日,30日、12月14日,22日,28日 1月12日,20日
2月26日、3月2日、26日 （計22回実施）

◇課題

交替勤務の特性上、職員全員が会議に参加することが困難であるため、会議結果の周知を図ることに努めた。また、利用者全員について、支援における重点目標の共有化を図ることが必要と思われた。

- ③ 苦情処理制度の利用を周知徹底する。

◇取り組み

施設運営並びに支援計画等に関する疑問や要望・意見等に関して、苦情解決制度を活用し、施設や利用者支援の向上を図った。代理者・保護者にご意見箱に投函をお願いするとともに、施設からのおたよりに意見募集を記載した。「ご意見記入用紙」を定期的に同封して返送して戴くことも併せて実施した。

◇評価

「ご意見箱」への投函数は今年度において、0件であったが、意見を戴く手段の一つとして継続していく。直接、職員に指摘されたり、連絡ノートに疑問等にて指摘されるケースもあり、意見を出して戴ける環境づくりは整えた。

◇課題

苦情や意見を出しやすい環境づくりのため、無記名（匿名）でも可能であることを「ご意見記入用紙」に明示して、構えずに苦情が出せる環境づくりを進めてきたが、一層の工夫の必要があると思われた。

- ④ 日々の業務や支援の状況を振り返る機会を設定するため、業務振り返りシートの記入を導入する。

◇取り組み

業務を振り返る機会を設けるため、シートの改良を図った。

◇評価

振り返りシートの改良を行ったが、職員全員に周知、実施できずに終わった。

◇課題

ケース会議等で支援を振り返る場面はあるが、職員個々が自らの支援業務を振り返る機会を提供することにより、支援場面に活かせるものであるため、継続課題として次年度に実施できるよう努める必要があると思われた。

3-3) 人材の確保と職員の資質向上

① 利用者支援において、人材は『宝』と捉え、安定的な人材確保に努める。

◇取り組み

求人ツールを活用するとともに、大学への求人活動、ハローワークや京都府福祉人材センターへの登録継続、福祉職場就職フェアの参加により効果的な求人活動を実施した。

◇評価

利用者支援に直接的に関わる支援員の採用については、確保できずに終わった。

◇課題

支援員の確保については、地理的環境や入所機能のみの実施事業から新卒学生、若年既卒者から敬遠される現実は前年度までと同様である。京都府が実施している『きょうと福祉人材育成認証制度』の取得宣言団体であるが、認証取得に向けた取り組みが必要と思われた。

② 良質な支援サービスを提供できるよう、法人職員としての資質向上のため、職員研修を実施する。

◇取り組み

a) 利用者に良質な支援サービスを提供するため、職員の障がい及び自閉症に対する専門性の確立並びに支援技術の向上に努めた。

b) 外部委託による職員研修を実施し、職員の資質向上を図った。

◇評価

外部委託による研修については、年間 6 回継続実施する。利用者支援について、実践から『気づき』、『見立て』を得る機会を設ける。また、ミュージックセラピー（音楽療法）を通して、利用者の日常生活では見られない変化や状況を知ることとも年間 6 回実施し、深めた。また、小規模単位での利用者支援に係る検討会を継続して実施し、職員主体での実施について評価できた。

・ミュージックセラピー（音楽療法） 実施実績

6月24日、7月15日、10月14日、11月4日、2月17日、3月10日（6回実施）

7月26日：職員研修として1回実施

◇課題

外部委託研修では、職員の支援レベルが研修内容に達していない現実と全員参加できない状況は現存しているため、支援レベルの底上げが必要となった。

職員の専門性・支援力の向上には研修及び自己研鑽は不可欠であるため、継続実施していく必要があると思われた。

③虐待防止に係る取り組みの徹底を図る

◇取り組み

虐待防止委員会を設置し、虐待の基礎理解から始め、委員会から職員に発信した。

◇評価

虐待防止に関するマニュアルを用いて虐待について再確認することから始めた。虐待に繋がりにくい支援のグレーゾーンと呼ばれる不適切ケアについて、意識化を図った。

虐待防止委員会 実施実績

6月19日、9月1日、9月25日、3月14日 (計4回実施)

◇課題

虐待は、いつ、どこにでも起こりうる問題として共通認識を施設全体として持ち、職員全員が利用者に関わる際に不適切なケアや対応に気づく機会を十分に提供していかなければならないと思われた。そのためにも業務を振り返る機会を設定するため、振り返りシートを活用していくことが必要であると思われた。

3-4) 利用者のより良い生活に向けた取り組み

① 地域生活移行に向けた取り組みとして、GH(グループホーム)の整備を検討する。

◇取り組み

先進的に取り組まれている事業所を見学し、地域生活移行やGHに関する情報を得て検討材料を集積した。

◇評価

先進的取り組みをされている事業所(城陽市)を見学し、障がい者を有する人たちの地域生活移行の実際を一部の職員ではあるが、共有することはできた。

◇課題

地域生活移行においては、福祉サービスの地域情勢や行政との調整等では、法人の方針に沿って事業の多角化への検討を深めていく必要があると思われた。

② 利用者の重度化・高齢化に伴う施設環境整備を実施する。

◇取り組み

利用者の高齢化・機能低下に伴い、医療的・介護的な側面が際立つ対象者について、施設で安心・安全な生活を保障できるか否かを見極め、利用者のより良い生活や幸福感の所在について検討することに努めた。

◇評価

現状では安全面確保を優先して支援を提供しているが、施設が完全バリアフリー化には至っていない現状において、当施設での利用対象から、かけ離れているケースも現存しているため可能な限り安全面に配慮し、改修対応を実施した。

◇課題

入所施設機能として受け止めるべき役割はあるが、当施設の性格上、医療的ケアや介護的ケアを必要とする利用者を安全に安心して支援を提供できない環境下に

立たされている現実は否めない。より安心できる施設への移行・移籍が出来ない状況下では、危険回避しつつ、高齢者施設への移行を待つか、地域生活移行でのGH利用に向けた選択しかないのが現状である。

- ③ 施設入所支援（夜間ケア）事業では受け止めが厳しい利用者への高齢者施設移行に向けた検討を実施する。

◇取り組み ◇評価 ◇課題

上記3-4) ②と同様であるため、②を参照

- ④ 医療機関との連携強化に向け、医療面の課題解消を目指す。

◇取り組み

医療機関との連携を強化するため、現状で受入が困難な診療科目における協力医療機関の検討を進めた。

◇評価

現状の協力医療機関との連携に留まった。現状の協力医療機関に無い診療科目への協力医療機関とする対応については、医療機関の検討に留まり、具体的な取り組みには至らずに終わった。また、他の医療機関において入院及び手術が望まれる対象者に対し、親戚の協力の下、家族の医療同意を得て入院・手術となった。

◇課題

入院を要する場合において、付添が必須で無い医療機関との提携ができるか否かという点では付添不要で提携できる医療機関は見当たらずに終わった。今後、家族の高齢化に伴い、協力医療機関の診療科目外の受診協力については、不可能になってくるため、受診科目の多い医療機関への受診に向けた検討も行う必要があると思われた。

3-5) 利用者の権利擁護への取り組み

- ① 利用者の権利擁護に向け、成年後見制度の活用を図る。

◇取り組み

代理者の高齢化に伴う利用者への代理機能が困難となったケースにおいて、利用者の権利擁護のため、成年後見制度の活用に向けた取り組みを行った。

◇評価

成年後見制度への移行が必要なケースは、順次取り組みを実施し準備を進めた。

◇課題

代理者が代理機能として困難となっているケースで成年後見制度への移行準備を進めた。対象の親族（父母の兄弟姉妹）との連絡調整が難しいケースについては、移行に向けた調整を継続していくことが必要となった。

- ② 法人、施設、支援員と利用者等は対等な契約関係であり、信頼関係作りに努める。

◇取り組み

個別支援計画における説明同意のプロセス管理の徹底を図った。

日常的な連絡については、真摯に対応した。

◇評価

基本的には前後期に提示する個別支援計画の説明を行い、同意を得る過程を遵守した。日常的な支援に関する連絡については、滞りなく連絡を行い信頼関係の構築に努めた。(5月～6月、10月～11月実施)

◇課題

説明では立会が原則としているが、実際に立合えない、電話連絡も困難なケースも見受けられた。①と同様に今後において代理機能が困難になるケースが増加することを想定して成年後見制度への移行に向けた準備や情報提供を継続して保護者・家族に周知していく必要があると思われた。

③虐待防止意識の徹底のため、虐待防止委員会を設置し、虐待の無い施設環境づくりに努める。

◇取り組み ◇評価 ◇課題

3-3) ③と同様であるため、③を参照

3-6) 地域貢献と社会参加

① 関係機関との連携強化と社会資源として、関係機関との協働と連携を図り、施設の社会資源としての役割を果たす。

◇取り組み

京都市、京都知的障害者福祉施設協議会、U-N-E-T（右京障害者支援ネットワーク）等を通じて、京都市内並びに右京区内の事業所との関係強化に努めた。

◇評価

京都知的障害者福祉協議会では、障害者支援施設部会の部会長及び同協議会の役員として京都市、京都府への要望等に同席し、障害者施策の向上に取り組んだ。U-N-E-Tでは、世話役として運営協力した。また、SANS A右京での福祉屋台やイオンモール五条店での福祉事業所展示即売会では、販売者として参加協力し、施設の啓発に取り組んだ。

次年度は京北地内の保育所へミュージックセラピーの指導に職員派遣を行い、児童療育における貢献活動を実施予定。

◇課題

各種団体で開催される研修会等への参加を積極的に勧奨し、職員交流の機会を設けることが必要であると思われた。

② 地域への施設開放の推進を図る。

◇取り組み

施設の開放については、時間帯を定めた。

災害時における福祉避難所として社会資源の機能を果たすよう心がけた。

◇評価

利用者が使用する時間帯を除いて施設（体育館）を開放し、高齢者のスポーツ（卓球）：2グループや共同作業所（しゃくなげ）、保護者と幼児のふれあいの機会に利用される機会を提供した。定期的利用では、週3回利用され、年間150回程度使用された。

◇課題

施設開放については、地域住民の利用が増え、地域貢献の一つとして積極的に取り組んでいるが、偏りが無いよう配慮していく必要はあると思われた。

③ 地域行事への積極的参加と交流を図る。

◇取り組み

年間計画に掲げる地域行事に状況に応じ可能な範囲で参加した。

◇評価

地域行事への参加については、全員参加ではなく、利用者の興味や能力、本人の希望に応じて参加する機会を提供した。行事参加が余暇では無く、逆に不安やストレスを生じさせるケースもあり、利用者個々に応じて対応することとした。利用者の楽しみとなる行事については、可能な限り参加できるよう配慮した。今年度より地元行事の体育大会への参加は体力面を考慮し辞退し、施設オリジナルの代替行事として、地域内においてスタンプラリーを実施した。

・外食：4月、6月、7月、11月、3月（計5回実施※2月は中止）

◇課題

外食や外出（食事を伴う）については、医療的、栄養面から配慮が困難な対象者については、施設内で配慮された食事を提供した。しかし、外食等については、安全に食事を提供することを前提に外食先に許可を得た上で、機会を提供することは継続して実施した。健康面を優先して代理者・保護者に承諾を得ているが、今後も継続して検討する必要があると思われた。

④ 京北地域の教育機関との交流学习を継続して取り組み、障がい理解を深める。

◇取り組み

京北第二、第三小学校 6年生児童を対象に障がい理解と施設紹介を骨子とした人権学習の授業を受け持った。

◇評価

京北地域で将来を担う児童に対して、障がい理解と近隣にある本施設の紹介を行い、理解促進と啓発を実施した。また、今年度においては、京都市消防局幹部向け（7月）と右京消防署職員向け（12月）の発達障害及び自閉症理解のための研修会の講師として赴いた。

◇課題

以前に実施していた地域内小学校との交流学习を再開できるよう学校と調整を図っていく必要があると思われた。授業だけでなく、実際の場面や交流の場として提供していくことも必要と思われた。実施について障壁となっている実施時期（1月～3月）を感染症等の流行時期から外した日程を提案していく必要があると思われた。社会福祉法人として、福祉施設としての社会貢献活動の一環として、今後も継続した取り組みを行うことが必要と思われた。

3-7 法人運営基盤の安定化及び強化

① 事業の展開及び安定的経営を検討、実施する。

◇取り組み

現状の経営状況を把握し、安定的経営を図った。

◇評価

今年度末に1名の新規利用者を受け入れる調整が整わずに終わった。

◇課題

次年度（28年度）内に利用者1名の確保を行うが、長年、短期入所利用された利用者を受け入れる予定。施設における住環境と利用者の障がい像を鑑みると、定員50名であるが、48名の受け入れが限界と思われる。施設経営に関わる問題であるが、生きづらさを抱える利用者の豊かな生活に向けた保障も併せて考えなければならない。

② 障害福祉情勢を把握し、今後における事業展開へ向け準備を始める。

◇取り組み

他事業所との連携及び行政機関との調整を図り、障がい福祉サービスの不足が予想される福祉圏域への事業展開の検討を実施した。

◇評価

事業展開については、他事業所との連携や行政機関との連絡調整により、情報収集及び実態把握に努めた。また、2月に京都府が府有資産利活用プランの提案募集があり、事業提案を提出した。

◇課題

多角的な事業展開や複数事業については、継続して検討を要する。単一事業だけの法人としては、今年度を実施された報酬改定では、実質的に約1,700万円の減収となった。施設としては収入を増やし、将来コスト（建替えコスト）を確保していかなければならない反面、上述した構造的な問題、利用者の機能低下等との課題が現存しているため、検討を重ねる必要があると思われた。

今後の多様化する障がい者ニーズに対して、入所型施設だけで対応は困難となり、地域生活支援を視野に入れ、施設機能を地域へ活かす事業の検討を継続して行う必要があると思われた。地域生活に即した事業展開と入所施設機能を必要とされるニーズに応じられる法人としての基盤の確立が必要と思われた。

平成 27 年度 支援課（施設入所支援・生活介護・短期入所）

1 個別支援計画の作成

◇取り組み

計画相談に沿ったアセスメント（正しく知る・評価）、計画策定、提示、モニタリング（効果測定・分析）といった策定行程を徹底した。
支援においても課題を中心とした計画策定から個々のストレングス（強み）や下記の目標を視点に計画策定が行えるように心がけた。

◇評価

一定の計画策定は行えている。計画の説明を面会を基に実施できない家族もあり、電話等の連絡も十分にできないケースも現存した。

※成年後見制度利用状況

・親族後見：4名　・専門職後見：6名

◇課題

成人の利用者の場合、ご家族が保護者という関係性は成り立たないため、今後においても成年後見制度活用を進める必要がある。
計画策定における会議を全利用者に対して実施し、全体化することが必要であるため、次年度においては計画策定の時期をずらして実施する予定。

2 支援業務相談及び援助の実施（施設入所支援・生活介護・短期入所）

1) 相談及び援助

◇取り組み

- ① 常に利用者の心身の状況や生活環境の的確な把握に努めた。
- ② 利用者や家族、代理者（後見制度選任者）に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携を図った。

◇評価

日常の利用者把握を行い、体調不良時や必要時に家族へ連絡を入れて連携を図ることに努めた。

◇課題

実際に連絡が十分に行えないケースもあり、後見制度活用の必要があった。

2) 日中活動（生活介護）

◇目標

日中活動を通して持続力、集中力、協調性、主体性及び社会性を高めるとともに心身の活性化を図り、張りのある生活を送っていただく。

◇取り組み

- ① 日中活動（生活介護事業）として、利用者の障害特性をふまえた工夫をもって、
a) 生産活動、b) 社会体験、c) 余暇等の機会を提供した。
- ② 活動内容、活動時間、グループ活動を通し、できる限り、一人ひとりの適性な活動を設定した。

◇評価

アクティビティ（活動）の利用者移動を行い、必要に応じて物理的構造化もを行い、環境の整理を行う。目標としての個々に今まで以上の活動を提供できたとは言い難く未達成ではあるが、以前より実施していた職住分離の体制から20年以上経過しており、利用者の各々の障がい像や特性も変化していく状況下において、1年で変化をもたらすことは難しいが、今後も状況に応じて活動内容を見直した。

◇課題

前述と同様に利用者の各々の障がい像や特性も変化していく状況下において、1年で変化をもたらすことは難しいが、今後も状況に応じて活動内容を見直していく必要があると思われた。

3) 施設入所支援

◇目標

利用者が、日中活動と併せて夜間においてもその人らしい生活を営むことができるよう入浴、排泄及び食事等の支援・介助を適切かつ効果的に行う。

◇取り組み

- ① 生活の場として、清潔でリラックスできる環境・空間をつくった。
- ② 清潔感のある身だしなみに向けた支援を行った。
- ③ 個人の権利や尊厳を保持し、能力に合った支援を行った。
- ④ 男性10名：4グループ、女性7名：1グループにて支援体制を進めた。
年度内において新規利用者の受け入れを図った。

◇評価

生活環境としての清掃に努め、清潔感のある環境づくりに努めた。

◇課題

大人（成人）として、生活の場として適切な空間づくりや関係づくりに至っていない場面が見受けられた。③で掲げた個人の権利や尊厳を大切に支援してきただろうか、振り返る必要があると思われた。（例：更衣の際にドアを閉める）利用者自身で出来ないことを補っていくという謙虚さが欠けていた。支援ではなく、未だに指導的感覚での関わり、障がい特性の矯正等、個々としての尊厳を保持する意識が欠如している場面が見受けられた。

利用者本人の主体性を見てとれる、主体性を誘導できる支援を更に感じられる支援力を獲得していく必要があると思われた。

3 リスクマネジメント体制の構築を図る

◇取り組み

- ① ヒヤリハット・事故報告の活用により、リスクの回避、予防を行った。（随時）
- ② 虐待防止委員会を設置し、虐待の無い施設環境の整備と人権意識の向上を図った。
人権検討委員会を同時開催し、利用者の権利擁護の意識を高めた。
- ③ 機能低下、高齢化対策を検討し、該当利用者の全体化と共通認識を持った。
- ④ 防火・防災対策においては、防火防災年間計画に沿って実施を図った。

◇評価

ヒヤリハットの活用については、支援室にて情報の共有化を図ることは定着化した。支援者個々が何気ないところに「気をつけよう」と感じ、意識を持つことの目的は達成できた。今後において危険箇所や支援場面での意識化は必要と思われた。

- ・ヒヤリハット報告：無断外出未遂が 10 件、異食が 2 件の計 12 件報告あり
- ・事故報告：転倒が 3 件、薬関連が 2 件、骨折が 1 件、創傷が 4 件、
器物破損が 2 件の計 13 件報告あり
- ・避難訓練 実施実績

5 月 28 日、7 月 28 日、10 月 28 日、11 月 20 日、3 月 25 日（5 回実施）

◇課題

事故に限らず、身体の変調も含めて、今後あらゆる場面を想定し、受診マニュアルに沿った受診の手続きや方法、保護者・代理者への報告等、全ての支援者が実施者として運用できるよう今後も継続して徹底を図る必要があると思われた。

利用者の人権擁護の観点から職業理念の向上に即した検討の場を設けるまでに至っていないため、今後は職業倫理の意識化、人権意識の向上に向けた取り組みを進める必要があると思われた。

4 快適な生活環境を提供する

◇取り組み

- ① 施設内の修理・改善については必要事項を精査し、法人と共に連携して対応した。
- ② 清潔で安心して生活できる衛生的な環境づくりに努めた。

◇評価

今年度は静養室（洋室）の改装を実施した。次年度も継続して静養室（和室）の改修を実施した。今後も利用者のよりよい生活・安心安全な生活環境づくりのため、必要な箇所の改修や改善を法人と今後の方針に合わせて実施する必要があると思われた。

◇課題

利用者支援とは障がい者に関わる全ての側面を支えるものであり、環境整備や清掃、衣類調整もその一つであることを施設として意識化することが必要とされた。

5 職業理念を高める

◇取り組み

- ① 呼称・言葉遣いに配慮した。
- ② 社会人としての基本的マナーに対する研修または、サービス業としての研修を実施した。
- ③ 外部委託による職員研修会を実施した。
- ④ 利用者の環境要素としての支援者であることを認識した。

◇評価

職員研修（療育研修：年 6 回）に関しては、年間を通して行うという新たな試みで、継続することの一定の評価はできた。ただ、支援現場としては、基礎研修を期待していたこととは若干異なってしまった部分はあったが、一つの考え方、

指標として他法人の職員と考える時間を共有することを提供できたことは大きいと考えた。ミュージックセラピー（音楽療法）においても利用者向けのセッションと支援者向けのセッションと講義を別途実施してもらうことで、セッション時における利用者に対する視点や関わりについて学ぶ機会を提供することができた。

ミュージックセラピー（音楽療法） 実施実績

6月24日、7月15日、10月14日、11月4日、2月17日、3月10日（6回実施）

7月26日：職員研修として1回実施

◇課題

呼称については、人権の問題という以前に各々の成長を促していくものという考え方を認識していないと、いつまでもニックネームでの呼称が本人にとって認識しているからと棚上げされてしまう。あくまでも「〇〇さん」であり、「〇〇さん」という役割や成長を促していくものという考え方が必要となった。前述の理由は、言い訳にもならないことを認識すべきと考えられた。

研修においては、事例を結果として続いていく支援に結びつけられていたかという点と難しく一つ一つが区切られてしまった感が残った。普段における支援での困り感が支援に繋がるような形になれば良いと思われた。「見立て」の前段階の「手立て」の部分にターゲットを当てた研修もあれば良いのではないかと。

社会人としての基本的マナー、サービス業としての研修については実施できずに終わった。

(年間行事・実施)

4月 昼食会

5月 避難訓練（1回目） 前期健康診断

6月 昼食会

7月 昼食会 避難訓練（2回目） 歯科検診

8月 夏まつり 花園大学実習受け入れ

9月

10月 レクリエーション 避難訓練（3回目） 身体を動かす日（新企画）

11月 昼食会 避難訓練（4回目）

12月 クリスマス会

1月

2月 昼食会（中止）

3月 昼食会 避難訓練（5回目）